

### 第3次犯罪被害者等基本計画見直しに向けた要望・意見書

2019年8月29日 警察庁あて提出

1 「児童の権利に関する条約」を明記した基本計画にしていきたい。

児童への虐待対応や一時保護、犯罪被害児童、いじめ対策等については、その拠り所の一つとなるべき「児童の権利に関する条約」を基本計画に明記し、児童の権利擁護を前提とした取組みとしていただきたい。

2 被害児童からの事情聴取にかかる事項について法制度の議論を進めていただきたい。

第3次基本計画の「被害児童からの事情聴取における配慮」において、「関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討」とされているが、検討の時期は十分経過しているので、第4次基本計画では、法制度の整備に関する議論まで踏み込んでいただきたい。